



## たつの市議会議員選挙

任期満了に伴い、市議会議員選挙(定数20名)を行います。

**投票日** 4月24日(日)7時~20時

**立候補予定者説明会**

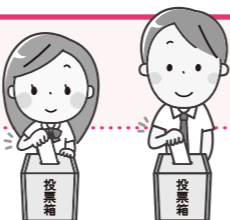
◇**とき** 3月2日(水)14時~

◇**ところ** 市役所新館4階 災害対策本部兼大会議室  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席者は立候補予定者1人につき2人までとし、マスクの着用をお願いします。

**選挙の主な日程**

3月28日(月)~30日(水) 立候補届出書類の予備審査  
4月17日(日) 告示日、立候補届出受付(8時30分~17時)  
4月24日(日) 投票日、選挙会(開票と合同開催)  
4月25日(月) 当選証書の付与

▶選挙管理委員会事務局(☎64・3183)



## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯等の生活を支援するため、給付金を支給します。

**対象世帯** ・世帯全員の令和3年度分住民税均等割が非課税の世帯  
・令和3年1月以降の収入が減少し住民税均等割非課税相当の収入となった世帯(家計急変世帯)

※その他、DV(ドメスティック・バイオレンス)等で避難中の住民税非課税世帯でも受給できる場合があります。詳しくはご相談ください。

**支給対象者** 対象世帯の世帯主 **支給額** 1世帯あたり10万円

**申請手続**

① **令和3年12月10日時点でたつの市にお住まいで、世帯全員の令和3年度分住民税均等割が非課税の世帯**

市から手続きに必要な確認書を送付させていただきます。この確認書に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒で送付いただき、手続き完了です。

② **①と同じ世帯で、世帯の中に令和3年1月2日以降に転入された方がおられる世帯**

確認書の送付はありません。転入先の自治体から令和3年度分の所得証明書を取得していただいたうえで申請が必要です。

※ただし、①②の世帯で、住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されている世帯は、対象外となります。

③ **家計急変世帯**

世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1カ月の収入×12)が住民税均等割非課税水準以下であることを証する書類を添付のうえ、申請が必要です。

※家計急変世帯の申請受付は、2月21日(月)からとさせていただきます。

**支給方法** 確認書又は申請書の受付後30日以内に指定された口座に振り込みます。

**受付窓口** **確認書** 臨時特別給付金担当窓口(本館1階特設窓口)又は各総合支所地域振興課

**申請書** 臨時特別給付金担当窓口(本館1階特設窓口)

**受付期間** 上記①及び②の世帯:5月6日(金)まで

③の世帯:2月21日(月)から9月30日(金)まで

**問い合わせ先** 地域福祉課・臨時特別給付金担当窓口(☎64・3196)



## 児童手当支給日のお知らせ

児童手当(10月~1月分)は、2月15日(火)に支給します。出生や転入などで新規に申請された方は、原則、申請月の翌月分から支給開始となります。

ただし、現況届が未提出の方は、2月に支給ができません。次回の支給月は令和4年6月です。まだ提出されていない方は、至急提出してください。

▶**児童福祉課(☎64・3153)**、**地域振興課市民健康福祉係(☎75・0253)**、**地域振興課市民健康福祉係(☎72・2523)**、**地域振興課市民健康福祉係(☎322・1451)**



## 「高齢者おでかけ支援券」の使用期限は3月31日までです!

「高齢者おでかけ支援券」の使用期限が近づいています。

使用期限を過ぎたおでかけ支援券は使用できなくなりますのでご注意ください。また、おでかけ支援券は裏面に記載のある事業所でご使用いただけますが、年度途中で事業所の追加がある場合もございますので、乗車前にご確認をお願いします。

**使用期限** 3月31日(木)

▶**高年福祉課(☎64・3152)**



## 給付金の申請はお済みですか?

対象となる方で、下記の給付金をまだ受給されていない方は、至急申請してください。

① **低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)・(ひとり親世帯以外分)**

※支給対象者及び申請方法等は、市ホームページ「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」のページをご確認ください。

※本給付金は「ひとり親世帯分」、「ひとり親世帯以外分」のいずれかのみ受給できます。(受給後に対象児童が増えた場合を除く)

**支給額** 対象児童一人につき5万円

**申請期限** 2月28日(月)

(※郵送の場合は必着、窓口での受付は、土・日・祝日を除く)

② **令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金**

※支給対象者及び申請方法等は、市ホームページ「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について」のページをご確認ください。

**支給額** 対象児童一人につき10万円

**申請期限** 3月31日(木)

(※郵送の場合は必着、窓口での受付は、土・日・祝日を除く)

**申請先**

①②とも児童福祉課又は各総合支所地域振興課(郵送の場合は、児童福祉課宛〒679-4192 龍野町富永1005-1)

▶**児童福祉課(☎64・3153)**

消費生活豆知識  
**POINT**

## 急な水漏れや、配水管の詰まりで慌てていませんか!

インターネットや、自宅に入っていたマグネット広告の安価な業者に連絡して、高額請求を受けるトラブルが多くなっています。

**事例1** 洗面所の急な詰まりで、慌ててインターネットで検索し、安い価格が掲載されていた電話番号に連絡したところ、すぐに業者を向かわせますとと言われて安心した。しかし、工事後に高額を請求され納得できない。

**事例2** 台所の配水管から水漏れして業者を呼んだところ、一旦100万円を支払った後で80万円を返金すると言われたため、支払ってしまった。返金されないがどうしたらよいか。

水漏れや詰まりが起こっても、慌てず元栓を閉めるなどした上で、各事業体の指定給水装置工事事業者へご連絡ください。なお、不明な場合は「たつの市上下水道部上水道課」、「西播磨水道企業団」、「播磨高原広域事務組合上下水道事業所」へお問い合わせください。

**おかしいな!困ったな!ご相談は** ▶**たつの市消費生活センター(☎64・3250)**